

令和 2年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2年 6月 5日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2年 6月 12日 (金) 14時 00分
閉 会	令和 2年 6月 12日 (金) 14時 33分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1番 寺 原 裕 明</p> <p>2番 柳 雅 明 3番 持 山 英 幸</p> <p>4番 石 橋 里 美 5番 木 村 和 彦</p> <p>6番 深 野 良 二 7番 田 口 讓 司</p> <p>8番 山 本 一 洋 9番 奥 村 忠 義</p> <p>10番 山 本 久 矢 11番 木 村 博 文</p> <p>12番 河 内 直 子 13番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太</p> <p>企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美</p> <p>税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</p> <p>健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛</p> <p>建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</p> <p>農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎</p> <p>福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄</p> <p>教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局議会係長</p> <p>仲 村 浩 之 田 中 晴 美</p>

# 議 事 録

令和2年第2回定例会

[最終日]

令和2年6月12日（金）

開 議	
議 長	<p>本日の出席議員は14人です。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長</p>
町 長	<p>こんにちは。 本日は、令和2年第2回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日をお願いしていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 報告第3号 専決処分の報告につきましては、町営住宅敷地内にて発生した草刈中の飛石による事故について損害を賠償し、和解するにあたり地方自治法の規定により専決処分し、報告するものです。 議案第32号 工事請負契約の締結につきましては、夜須中学校トイレ改修工事（I工区）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めます。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第26号「工事請負契約の締結について（筑前町「GIGAスクール」環境構築業務）」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>全協のときに頂いた資料でお尋ねします。 2ページ目の生徒1人当たり、タブレット端末を2,500人分貸与するということが、ほかの自治体でお聞きしたところ、商品、タブレット自体が品薄で、いつ手に入るか分からないというお話を聞きました。大丈夫なんでしょうか。</p>
議 長	<p>教育課長</p>
教育課長	<p>お答えいたします。 この事業については、令和2年度に前倒しを行い、全国の自治体が取り組む事業となっておりますので、そのために、一斉に機器の調達が始まるものと思われま。筑前町としましても、早急に調達の確保ができるような方法を検討していきながら、今年度中の調達を目指していきたいと思っております。</p>
議 長	<p>寺原議員</p>
寺原議員	<p>全協のときの資料なんですが、既存の通信環境を利用することで、コスト的に非常にメリットがあるというふうな、ご説明でしたけども、デメリットの部分はないのかと。例えば、今ある分に学校の分を乗せていくということで、情報がお互いに漏れたりとか、漏えいがあったりとか、あるいは、セキュリティ面ですね。それから学校が今から使うときに使いづらい、気軽にと言ったらおかしいですけども、町と一緒にしていることで、なかなか手続きがややこしいとか、そういうふうなことが起きないかという危惧がありますので、その点についてお尋ねします。</p>
議 長	<p>教育課長</p>

教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町のイントラネットを活用し、インターネット、LAN工事を進めるに当たりましては、町のセキュリティを活用することにより、さらにセキュリティ面では向上できるということです。それから、町にサーバーを置き、一括して使うということで、使いづら面がないかということについては、使用に際して、その部分での制約がかかったり、使いづら面ということとは起こりにくいということでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳議員	<p>関連するかもしれませんが、専用回線じゃなくて、全国的に、このコロナの関係で学校関係にタブレットを配付するようになっていましてすけれども、うちみたいに光回線が入ってない市町村はたくさんあると思うんですよ。そういう市町村に対して、国は何らかの動きをするのではないかと思うんですけども、そういうことになると、うちのイントラネットから、例えばバージョンアップをどんどん、どんどんしていく場合に、5年、10年先にバージョンアップしていく場合に、そのイントラでバージョンアップはできないので、その関連をどういうふうにしていくか。例えば、光回線のほうに切り替えることができるのかどうか、そのときのコスト的な問題等、僕はあまり詳しくないので、そこら辺ぐらいまでしか申し上げることできないんですけども、そこら辺まで、きちっと計算して考えていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>筑前町においても、夜須地区において、通信事業者の光ファイバー網がないということがありますが、今後、国の動き、国の補助金等で町の光ファイバー網がどのように整備されていくかというのがありますので、そこをしっかりと注視しながら、バージョンアップ等、機器の更新についても、一定の期間をもって訪れますので、その際に、光の状況を見て、現在の方式よりも、さらにコスト面、それと活用の仕方、さらに更新が、バージョンアップができるようであれば、またその時期には、きちんと内容についても協議しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>今の少し関連になりますけど、この全協での説明の中にも、既存の部分と今度新しく整備する部分をつなぐ上において、もし先々、支障が出た場合に、責任の所在がどちらになるか分からないということで、そういう部分も随意契約にされた一つにあるという説明を受けたんですけども、今回また、そのシステム、ネットワークは増やして、これから後、このICT関係というのは、どうしてもバージョンアップとかいろいろ出てくるわけですね。そしたら、これから先、そういうふうなバージョンアップ等々が出てきた場合も、同じ業者と随意契約をずっと結んでされていくものか、その辺り、ちょっとお尋ねいたします。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、筑前町のICT環境の中で、でき得るLANの整備につきましては、現在、お示ししているような内容で契約を進めているところですけども、今後、そういったICT環境のバージョンアップ等が行われる可能性が生じた場合には、関係課、専門家である財政課の電算等とも協議をしていきながら、対応可能かということも含めて、協議をしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	木村博文議員
木村博文議員	ということは、このシステムについて、これからも、ずっと同じ業者がしていくということじゃないということなんですね。いいですか、そういうことで。
議 長	教育課長
教育課長	現在の整備については、令和2年度までの補助金、今年度までということもありますので、今年度、整備することができる手法で一番効率的なものでやっているところですよ。 今後については、先ほど申しましたとおり、機器の更新等もごございますので、その際、可能な方法の中に、業者等が替わることが可能であるかということも含めて、今後は協議もしていきたいと思っております。 以上でございます。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第26号「工事請負契約の締結について（筑前町「GIGAスクール」環境構築業務）」を採決します。 議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	議案第27号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんね。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第27号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第28号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	通知カードが中止になるということで、この議案が出されたわけですが、通知カ

	ードが中止になった場合、マイナンバーカードは全ての人が作らないといけないのでしょうか。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 みなさんマイナンバーカードを作らなくてはいけないということではないと思います。個人の意思で、自分で考えて作られていいと思います。国がデジタル化の推奨していることにより、こういったことが、法改正などが起きているところでございます。
議 長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第28号「筑前町手数料の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第5	
議 長	日程第5 議案第29号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第29号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第30号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の21ページです。 食事の提供の特例の中で、課長の説明では、外部から食事の搬入可能という説明

	<p>がありました。これでアレルギー食とかアトピー食に対応できるか、ちょっと不安なんです。その辺は大丈夫でしょうか。</p>
議長	<p>こども課長</p>
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>食事の提供につきましては、その施設についても、あらかじめ届出が必要な事業所になっております。搬入する事業所のほうも、既に保育所事業をしていたり、幼稚園とか認定こども園であるとか、そういった保育事業を行っている事業所も、出先の搬入する企業に、事業所にしてもいいというところもあります。既に経験があるところでもありますとか、規定が決まっているところでもありますので、そういうアレルギーの配慮でありますとか、いろいろな健康問題に応じた食事というのは、もう既にできている事業所からの搬入ということになります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第31号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 報告第3号「専決処分の報告について(町営住宅敷地内にて発生した草刈中の飛石による事故)」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>総務課長</p>

<p>総務課長</p>	<p>追加議案書、2ページをお願いいたします。  報告第3号、専決処分の報告について。  地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。  本日付、町長名でございます。  3ページをお願いいたします。  専決処分書です。  6月4日に専決処分を行ったものです。  内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、事故名 町営住宅敷地内にて発生した草刈中の飛石による事故です。</li> <li>2、事故発生日 令和2年5月14日</li> <li>3、事故の相手方 町内居住者1名</li> <li>4、事故の概要 町営住宅敷地内の空地の草刈り作業を職員2名で行っていたところ、飛石により、相手方所有の軽自動車を破損させたものでございます。  損害賠償額 32万6,850円</li> </ol> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告が終わりました。  これから質疑を行います。  質疑ございませんか。  (質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑ないようです。  これで本件の報告を終わります。</p>
<p>日程第9</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第32号「工事請負契約の締結について（夜須中学校トイレ改修工事（I工区）」を議題とします。  説明を求めます。  財政課長</p>
<p>財政課長</p>	<p>追加議案書、4ページをお願いいたします。  議案第32号、工事請負契約の締結について。  夜須中学校トイレ改修工事（I工区）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。  本日付提出、町長名でございます。  提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので省略をさせていただきます。  工事名 夜須中学校トイレ改修工事（I工区）  契約の方法 指名競争入札  請負契約額 5,368万円  工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町依井1428番地5  株式会社 ミキ建設 代表取締役 松本樹東  5ページをお願いいたします。  入札結果につきましては、株式会社 ミキ建設が第1回目の入札で落札をし、落札率は89.51%でございます。  工事箇所及び工事概要につきましては、記載のとおりです。  工期につきましては、契約の効力発生の日から令和2年9月30日まででございます。  この工事につきましては、授業などへの影響を最小限に抑えるために、夏休み期</p>



	<p>間中に集中して行う予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、3月2日から臨時休業となり、夏休み期間の確保が見通せない状況となったために、工期を短縮する目的で工事を3工区に分割しております。</p> <p>入札につきましてはⅠ工区、Ⅱ工区、Ⅲ工区の順に行いまして、一度、落札されました業者につきましては、次の入札に参加をできないものとし、実施をしたものがございます。</p> <p>Ⅱ工区とⅢ校区につきましては、予定価格5,000万円未満でありまして、議会議決を要しないために、議案にはありませんので、口頭により報告をさせていただきます。</p> <p>Ⅱ工区の落札者は、有限会社 峰建設で、落札額3,993万円。</p> <p>Ⅲ工区の落札者は、株式会社 山一ホームで、落札額3,300万円という結果となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	今、Ⅱ工区、Ⅲ工区もありましたが、落札率が分かりましたら教えてください。
議長	財政課長
財政課長	それでは、Ⅱ工区です。落札率98.75%です。Ⅲ工区、91.29%です。
議長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号「工事請負契約の締結について(夜須中学校トイレ改修工事(Ⅰ工区))」を採決します。</p> <p>議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書及び発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を一括議題とします。</p> <p>本件について、総務建設常任委員長の報告並びに、関連して、発議第1号の説明を求めます。</p> <p>木村博文総務建設常任委員長</p>
木村博文委員長	<p>報告いたします。</p> <p>定例会初日の6月5日に、総務建設常任委員会に付託されました請願第1号につきまして、6月9日に委員会を開催し、審議をいたしました。</p> <p>その審査の経過並びに結果について報告いたします。</p> <p>請願第1号の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、採択であります。</p> <p>採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。</p> <p>これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第1号を提出いたします。</p>

	<p>それでは、提案説明を行います。</p> <p>提出議案書の2ページをお開きください。</p> <p>地方財政の充実・強化を求める意見書。</p> <p>上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。</p> <p>提出者 木村博文</p> <p>賛成者 山本一洋議員、田中政浩議員です。</p> <p>提出の理由 公的サービスの提供における人材確保を進め、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応する予算の充実を図るには、地方財政の確立を目指す必要があることから、地方財政の充実・強化について、国に意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>意見書の内容は、お手元に配付したとおりであります。</p> <p>2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、地方財政の充実・強化が実現されるよう、内閣総理大臣をはじめ、国の関係機関に意見書を提出いたします。</p> <p>以上をもちまして、総務建設常任委員会の付託案件審査報告を終わります。</p> <p>全会一致でご賛同のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これから、委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>発議第1号についてお尋ねします。</p> <p>田中議長宛ての発議に、賛成者の中に田中政浩とありますが、これでいいんでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	木村博文委員
木村博文委員長	<p>お答えいたします。</p> <p>その件につきましては、意見書等々を作成しました後で、ほかからも、ご意見を頂いたところであります。これが法的にどんなものかというのが、現段階で確認しておりませんので、この意見書の内容につきましては、この提案どおりということで、ただ、賛成者に名前があるという部分についてだけを、後でまた委員会なりを開きまして、協議させていただきたいと思っておりますので、それを踏まえた上での賛同ということで、よろしければお願いしたいと思います。申し訳ございません。</p>
議長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>次に、発議第1号についてを先議いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これから、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を採決します。</p> <p>発議第1号は採択することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第1号は採択することに決定いたしました。</p> <p>したがって、発議第1号については、地方自治法第99条の規定により、関係行</p>

	政庁への意見書を提出します。なお、請願第1号は採択すべきものとみなします。
日程第11	
議長	<p>日程第11 議会運営委員会の「閉会中の所掌事務継続審査申出書」を議題とします。</p> <p>議会運営委員会から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続審査の申出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 常任委員会の「閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>各常任委員長より、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p>
閉会	
議長	<p>これで、本日の会議は全部終了いたしました。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>6月定例会、全議案、承認・可決を頂きまして、ありがとうございます。</p> <p>特に今回は、コロナ対策として、議員の総意を代表しての一般質問も頂きました。</p> <p>コロナ対策は長期戦だとも言われております。今議会で決定していただいた短期策を講じながら、中長期を展望していかなければなりません。景気、雇用、厳しい局面が予測されますが、ピンチはチャンスと思い取り組んでいく所存です。</p> <p>今後とも、住民の皆様のために、議会、行政、英知を結集して、筑前町ならではのまちづくりを進めていくことをお願いいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
議長	<p>町長からの挨拶が終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和2年第2回筑前町議会定例会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(14:33)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するために署名する。

議長 田中政浩

4番 議員 石橋里美

5番 議員 木村和彦